〃	〃	十億円	九十二円四銭
〃	〃	十億円	九十二円十四銭
〃	第十五回	十億円	九十二円九十銭
〃	〃	七十九億円	九十三円六銭
〃	〃	五億円	九十三円九銭
〃	〃	二億円	九十三円二十銭
〃	第十六回	十二億円	九十二円八銭
〃	〃	十二億円	九十二円十三銭
〃	〃	十八億円	九十二円十四銭
〃	〃	十六億円	九十二円二十一銭
〃	〃	五億円	九十二円二十四銭
〃	〃	二十億円	九十二円四十銭
〃	〃	五億円	九十二円四十四銭
合計		一千百十六億円	

○国土交通省告示第千百十二号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第九条第二項、第十二条第一項、第十七条の二第二項及び第三項、第二十二条第二項、第三項、第五項、第六項、第九項、第十項、第十二項及び第十三項、第二十三条第三項及び第四項、第二十三条の二第二項及び第三項、第二十四条第二項及び第三項、第二十四条の二第二項及び第三項、第二十五条第二項及び第三項、第二十五条の二第二項から第五項まで、第二十六条第三項、第二十七条第二項及び第三項、第二十七条の二第二項及び第三項、第二十七条の三第二項及び第三項、第二十七条の四第二項及び第三項、第二十八条第二項及び第三項、第二十八条の二第二項及び第三項、第二十八条の三第二項及び第三項、第二十九条第二項及び第三項、第二十九条の二第二項及び第三項、第四十条第二項及び第三項、第四十一条第二項及び第三項、第四十一条の二第二項及び第三項、第四十一条の三第二項及び第三項、第四十一条の四第三項及び第四項並びに第四十三条の四第一項の規定に基づき、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）及び同令を実施するため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十月二十三日　国土交通大臣　前原　誠司

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項第一号中「三個」を「三個以上」に改め、同項第三号中「おける」の下に「最外側の」を加える。

第五条に次の一項を加える。

2　この節の規定については、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下「適用関係告示」という。）でその適用関係の整理のため必要な事項を定めることができる。

第四十一条第二項中「協定規則第98号補足第11改訂版」を「協定規則第98号補足第12改訂版」に、「協定規則第112号補足第10改訂版」を「協定規則第112号補足第11改訂版」に、同項第一号中「225,000cd」を「300,000cd」に、同条第四項中「協定規則第48号第４改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第48号第４改訂版補足第３改訂版」に、同条第六項中「協定規則第98号補足第11改訂版」を「協定規則第98号補足第12改訂版」に、「協定規則第112号補足第10改訂版」を「協定規則第112号補足第11改訂版」に、同条第七項、第九項及び第十項中「協定規則第48号第４改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第48号第４改訂版補足第３改訂版」に改める。

第四十三条第二項及び第三項、第四十四条第二項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項、第四十八条第二項及び第四項、第四十九条第二項、第五十条第二項、第五十一条第二項、第五十二条第三項、第五十三条第二項並びに第五十四条第二項中「協定規則第48号第４改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第48号第４改訂版補足第３改訂版」に改める。

第五十五条第一項中「協定規則第70号改訂版補足第６改訂版」を「協定規則第70号改訂版補足第７改訂版」に改める。

第五十五条の二第二項、第五十六条第二項、第五十七条第二項、第五十八条第二項、第五十九条第三項、第六十一条第二項、第六十一条の二第二項中「協定規則第48号第４改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第48号第４改訂版補足第３改訂版」に改める。

第八十三条に次の一項を加える。

2　この節の規定については、適用関係告示でその適用関係の整理のため必要な事項を定めることができる。

第九十九条第二項第六号中「外部電源により」を「外部電源に接続して」に改め、「充電するために」の下に「主として」を加え、「充電時」を「外部電源に接続している時」に、「電気回路をいう。」を「電気回路であり、別添110の2. 4. 1. から2. 4. 3. に掲げるものを含むものをいう。」に改める。

第百二十条第三項第二号中「225,000cd」を「300,000cd」に改める。

第百二十一条第一項第三号中「前条第１項第４号」を「前条第２項第４号」に、同条第三項第七号中「前条第２項第６号」を「前条第３項第６号」に改める。

第百二十三条第三項第十二号中「被牽引自動車を除く。」の下に「以下この号において同じ。」を、「「外側方向45°」」の下に「とし、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔ以下のものの照明部の下縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては当該車幅灯の基準軸を含む水平面より下方に限り同号の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」」を加える。

第百二十七条第四項第十五号中「「外側方向45°」」の下に「とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5ｔ以下のものの前面に備える方向指示器の照明部の下縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては当該方向指示器の基準軸を含む水平面より下方に限り同表イの基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」」を加える。

第百六十一条に次の一項を加える。

3　この節の規定については、適用関係告示でその適用関係の整理のため必要な事項を定めることができる。

第百九十八条第三項第三号中「225,000cd」を「300,000cd」に改める。

第百九十九条第一項第三号中「前条第１項第４号」を「前条第２項第４号」に、同条第三項第七号中「前条第２項第６号」を「前条第３項第６号」に改める。

第二百一条第三項中「被牽引自動車を除く。」の下に「以下この号において同じ。」を、「「外側方向45°」」の下に「とし、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔ以下のものの照明部の下縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては当該車幅灯の基準軸を含む水平面より下方に限り同号の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」」を加える。